

公立高校「志願変更、希望変更」について

* 志願変更、希望変更とは？

- ・・・志願した高校や学科を変更すること。1 回に限り、先の志願を取り消して、新たに他の公立高校や、同じ学校の他の学科を志願することができる。

* 志願変更の流れ

最初志願した高校で「取り消し」→新たに志願する高校で「出願」

- ① 「志願変更願（様式 10）」「新たに志願する高校の願書」を作成する。
※収入証紙の部分は、変更するパターンで異なります。（下記参照）
- ② 新たに作成した「願書」を担任に提出してチェックを受け、完成させる。
- ③ 最初に志願した高校に「志願変更願（様式 10）」「受検票」を出す。
- ④ その高校から「志願取消証明書」と「選抜結果通知用封筒」その他提出した書類を受け取る。
- ⑤ 新たに志願する高校へ「新たに作成した入学願書」「志願取消証明書」「調査書」「選抜結果通知用封筒」「その他の書類（自己申告書「欠席日数が多い生徒」）、（志願理由書「松戸南高校、幕張総合高校、行徳高校、浦安南高校を志願する生徒」）、（自己表現申告書「必要な学校を志願する生徒」）」を提出し、「受検票」および「入学願書受理証」を受け取る。
- ⑥ 「入学願書受理証」を担任に提出する。

〔注 1〕 * 入学検査料についての区分（収入証紙の部分）

志望変更のパターン	願書の収入証紙貼付欄への記入事項
* 県立高全日制⇒⇒他の県立全日制・定時制	「〇〇高等学校に 2,200 円納入済」と記入する。
* 県立高定時制⇒⇒他の県立高定時制	「〇〇高等学校に 950 円納入済」と記入する。
* 県立高定時制⇒⇒他の県立高全日制	「〇〇高等学校に 950 円納入済」と記入し、1250 円分の県収入証紙を貼付する。
* 県立高⇒⇒市立高 * 市立高⇒⇒県立高・他市の市立高	新たに納入する。（納付方法は、各高校の指定した方法による）

※県立高⇒市立校、市立校⇒県立高の志願変更の場合、一度納入した検査料は返却されない。

* 希望変更の流れ

志願した学校で「変更手続き」

「希望変更願（様式12）」を作成する。志願した学校に提出し、すでに提出してある願書を訂正する。「希望変更許可書」を受け取り、担任に提出する。

タイムスケジュール

2月10日（金）まで 志願状況は、10日の午後5時頃に県HPにて発表

志願変更の可能性がある場合には、早めに担任に相談し、その高校の「願書」「志願変更願」「その学校で必要とされる書類」を作成する。

※ 写真が新しく2枚必要になります。

2月13日（月）・14日（火）

- ・必要書類の作成を完成する。
- ・担任や保護者と志願変更の相談および最終確認をする。
- ・収入証紙を新たに、または追加で購入しなければならない人は、各自で市役所へ行き、購入する。（表で確認する）

2月15日（水）志願・希望変更1日目（9：00～16：30）

- ・朝、登校したら取り消しのための書類・新たに出願するための書類（願書、調査書など）を受け取り、手続きに向かう。
- ・変更手続き方法は、表面を参照。
※「志願変更」「希望変更」とも、
先に志願した学校の「受検票」「赤ペン」を必ず持っていく。
- ・返信用封筒はそのまま利用可能。番号など押されている場合は場合二重線で消す。

下記の日程でも可能だが危険

2月16日（木）志願・希望変更2日目（9：00～16：00）

※ 志願変更・希望変更は、原則として **15**日に行う。16日も手続きは受け付けているが、万が一、最初の高校の志願を取り消して、新たな学校に出願する前に16時を過ぎると、出願も受検もできなくなるので、特別な事情がない限り行わない。

※ 倍率は、志願変更・希望変更によって大きく変動する可能性がある。